



平成 30 年 1 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 Nuts
 代 表 者 名 代表取締役社長 森田浩章
 (コード番号 : 7612)
 問 合 せ 先 総務部長 尾崎孝
 (TEL 03-3568-5020)

第三者割当による第 5 回新株予約権(行使価額修正条項付き)の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 22 日開催の取締役会において決議した、EVO FUND を割当先とする第 5 回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の発行に関して、この度、平成 30 年 1 月 9 日に発行価額の総額(13,775,000 円)の払込みが完了したことを確認致しましたので、お知らせ致します。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 29 年 12 月 22 日公表の「第三者割当により発行される第 5 回新株予約権(行使価額修正条項付き)の発行及び新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー)の締結、並びに無担保社債(私募債)の同時発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 第三者割当による本新株予約権の発行及び本新株予約権に係る発行価額の払込完了について

<新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	平成 30 年 1 月 9 日
(2) 新株予約権の総数	14,500,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 13,775,000 円(第 5 回新株予約権 1 個当たり 0.95 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	14,500,000 株(新株予約権 1 個につき 1 株)
(5) 資金調達額	2,554,975,000 円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>(1) 当初行使価額 : 177 円本新株予約権の行使価額は、平成 30 年 1 月 11 日に初回の修正がされ、以後 5 価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」という。)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下「価格算定期間」という。)の各価格算定日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切上げた額(以下「基準行使価額」という。)(但し、当該金額が下記【ご参考】に記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p>

	(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合 (取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の 下限 (ストップ安) のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の 普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずのも のとする。)
(7) 募集又は割当方法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、全ての新株予約権を割当予定先に割り当てる。
(8) そ の 他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、平成 29 年 12 月 22 日付「第三者割当により発行される第 5 回新株予約権 (行使価額修正条項付き) の発行及び新株予約権の第三者割当契約 (コミット・イシュー) の締結、並びに無担保社債 (私募債) の同時発行に関するお知らせ」の P. 7 に記載する行使コミット条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要すること等を規定する本契約を締結する。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (当初行使価額にて算定) を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

【ご参考】

※コミット・イシューとは

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数 (14,500,000 株) を予め定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格 (VWAP) に基づき、本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として 82 価格算定日以内に、割当予定先が必ず本新株予約権の全てを行使する (全部コミット) 手法です。

	第 5 回新株予約権
発 行 数	14,500,000 個
発 行 価 額 の 総 額	13,775,000 円
行 使 価 額 の 総 額	2,566,500,000 円
期 間	原則約 4 ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
修 正 回 数 (原 則)	通算で 17 回 (予定) (5 価格算定日毎に修正、計 17 回)
行 使 価 額	VWAP の 90%
全 部 コ ミ ッ ト	82 価格算定日以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット
前 半 コ ミ ッ ト	42 価格算定日以内における本新株予約権の 発行数の約 41%以上の行使をコミット
下 限 行 使 価 額	98 円 (価格決定日 (平成 29 年 12 月 21 日) 終値の 50%)

(注) 本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以 上